

安全保障貿易管理ハンドブック

2019年（第10版）



その輸出!! その技術!!

ちょっと待った!

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

2019年 6 月

経済産業省 貿易経済協力局

貿易管理部 安全保障貿易検査官室

安全保障貿易管理ハンドブック 目次

| | |
|-----------------------|----|
| 安全保障貿易管理とは | 1 |
| 日本の輸出規制について | 2 |
| リスト規制品 | 3 |
| キャッチオール規制とは | 4 |
| 技術提供について | 5 |
| 技術提供の形態について | 6 |
| 輸出などの許可 | 7 |
| 輸出者等遵守基準について | 8 |
| 違反に対する罰則 | 9 |
| 違反事例 | 10 |
| リスト規制の確認フロー図（参考1） | 11 |
| キャッチオール規制の確認フロー図（参考2） | 12 |
| HP・問い合わせ窓口の紹介 | 13 |
| 参考・注釈 | 14 |
| 輸出許可申請・各種相談窓口 | 15 |

安全保障貿易管理とは

国際的な平和及び安全を維持するための手段の一つです。

○武器そのものの他、高性能な工作機械や生物兵器の原料となる細菌など、軍事的に転用されるおそれのある物が、大量破壊兵器等^{※1}の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないようにするのが安全保障貿易管理です。

○日本を含む国際社会が一体となって安全保障貿易管理に取り組んでおり、日本にとっても、他国やテロリストから攻撃を受けないようにするための方策の一つです。



日本の輸出規制について

日本では、外為法^{※2} という法律に基づき輸出規制が行われており、以下の規制に該当する輸出には事前の許可^{※3}が必要となります。

リスト規制

😊 重要ポイント!!

- ・ リスト規制品 (3 ページ) に該当する物の輸出

以下の物が規制品としてリストアップされています。

- 兵器^{※4} そのもの
- 兵器もしくはその一部になりそうな高い性能を持つ汎用品
- 兵器の開発などにも利用できる高い性能を持つ汎用品

キャッチオール規制

😊 重要ポイント!!

- ・ リスト規制品に該当するもの以外(木材、食料品などを除く。)の輸出であって、その用途や需要者に兵器の開発に関する懸念がある場合

リスト規制品

兵器そのものや兵器の開発に利用できる高い性能を持つ汎用品などを15項目にリストアップしています。

○以下のリスト規制品の技術的仕様は貨物等省令^{※5}に記載されています。輸出を予定する物のスペックが、当該仕様に該当するかしないかの判定（該非判定）を行います。

★技術的仕様が記載された貨物等省令については、「貨物等マトリクス表」をご覧ください。（マトリクス表ダウンロード先は13ページ参照。）

- ① 武器 …鉄砲、軍用の細菌製剤、軍用探照灯等
- ② 原子力 …核燃料物質、原子炉、人造黒鉛、直流電源装置等
- ③-1 化学兵器…毒性物質の原料、耐腐食性の熱交換器、弁、ポンプ、反応器、貯蔵容器等
- ③-2 生物兵器…細菌製剤の原料生物、クロスフロー濾過器、凍結乾燥器、密封式発酵槽等
- ④ ミサイル …ロケット、無人航空機に使用できる集積回路、加速度計、振動試験装置等
- ⑤ 先端材料 …超電導材料、有機繊維、セラミック複合材料等
- ⑥ 材料加工 …数値制御工作機械、ロボット、測定装置等
- ⑦ エレクトロニクス …高電圧用コンデンサ、集積回路、半導体基板、周波数分析器等
- ⑧ コンピュータ …高性能電子計算機
- ⑨ 通信関連 …暗号装置、特殊な通信装置等
- ⑩ センサー・レーザ …センサー用光ファイバー、光学機器、特殊カメラ等
- ⑪ 航法関係 …慣性航法装置、衛星航法システムからの電波受信装置等
- ⑫ 海洋関連 …潜水艇、水中用のロボット等
- ⑬ 推進装置 …ガスタービンエンジン、人工衛星、無人航空機等
- ⑭ その他 …粉末状の金属燃料、電気制動シャッター等
- ⑮ 機微品目 …電波の吸収材、水中探知装置等

キャッチオール規制とは

リスト規制品に該当しない物の輸出に対して、その用途と需要者の内容に応じて規制が行われています。

○リスト規制品に該当しない物は、以下についての確認を行い、これらに当てはまる場合には、輸出前に許可を得ることが必要です。(わが国向けは規制対象外^{※6})

【用途要件】

日本から輸出された物が、最終的に^{😊重要ポイント!!}大量破壊兵器や通常兵器^{※7}の開発などに使用されるおそれがあるか。

【需要者要件】

日本から輸出された物を受け取る者や最終的に使用する者が、^{😊重要ポイント!!}大量破壊兵器の開発などを行っている(又は行った)か。

(外国ユーザーリスト^{※8}に掲載された機関向けの場合には、特に注意が必要です。)

以上の要件に当たらない場合でも、経済産業省から許可を得よう通知を受けた場合(インフォーム要件)は、輸出前に許可を得ることが必要となります。

技術提供について

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象です。 😊 重要ポイント!!

○技術は「設計」・「製造」・「使用」に分類されます。

😊 重要ポイント!!

○リスト規制品 (3 ページ) に関連する技術 (リスト規制技術※⁹) を外国の者 (非居住者※¹⁰) に提供する場合や、提供する技術の用途や需要者にキャッチオール規制における懸念 (4 ページ) が認められる場合は、その提供に際して事前の許可が必要です。

○また、居住者に対する技術提供であっても、リスト規制技術を外国において提供することを目的とする取引や、提供の時点で外国において再提供することを目的とする取引についても、事前に許可を得て行うことが必要です。

外為法による輸出管理の対象は、



物 と 技術

技術提供の形態について

外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれています。

○技術提供とは、設計図や仕様書、マニュアルや試料、試作品などの技術情報を、紙やメール又はCDやUSBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれ、その形態は様々です。



○海外企業に研究機材（規制対象性能のもの）を発注する際の仕様書なども管理されるべき技術の一つです。



研究等を行う上で注意すべき点

注意ケース1 リスト規制品の研究を行う場合

例えば、規制対象の炭素繊維や金属、ジェットエンジン、飛しょう体、ロボットなどの研究を行っており、係る技術を提供するケース

注意ケース2 国内での技術提供でも許可が必要な場合も

例えば、非居住者と整理される留学生や研究者、一時帰国中の日本人などへの規制技術の提供のケース

輸出などの許可

規制に該当する物や技術を輸出又は提供する際には、事前に許可を取得してください。



ステップ1

物や技術がリスト規制に該当するかどうかを確認します。



ステップ2

リスト規制に該当しない場合、キャッチオール規制に当たるかどうか（用途要件、需要者要件）を確認します。



ステップ3

いずれかの規制に当たる場合は、必要な書類を用意し、経済産業省に許可申請手続きを行ってください。

- ・申請手続きに際しご不明の場合は、安全保障貿易審査課（15ページ）へお尋ねください。
- ・フロー詳細は11、12ページをご参照ください。

輸出者等遵守基準について

リスト規制品の輸出など^{※11}を反復継続して行う者が、遵守する必要がある事項です。
(リスト規制品を扱わない場合、少なくとも下線部のみ対象。)

- ①組織を代表する者を輸出管理の責任者とする事。
- ②輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定める事。
- ③該非確認の責任者を選任すること。また、該非確認に係る手続を定める事。
- ④リスト規制品などの輸出等に当たり用途確認及び需要者確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。
- ⑤輸出時に、輸出しようとするリスト規制品などが該非を確認した貨物などと一致しているか確認を行うこと。
- ⑥輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努める事。
- ⑦該非確認に係る責任者及び輸出等従事者に必要な指導を行うこと。また、研修を行うよう努める事。
- ⑧関係文書を適切な期間保存するよう努める事。
- ⑨法令違反などがあつた際は、速やかに経済産業大臣に報告し、再発防止のために必要な措置を講ずること。

違反に対する罰則

許可が必要な物や技術を、無許可で輸出又は提供すると、外為法違反となり、法律に基づき刑罰を科せられることがあります。

○ 刑事罰

- ・ 法人の場合は最大10億円以下、個人の場合は最大3,000万円以下又は対象となる貨物や技術の価格の5倍以下の罰金
- ・ 10年以下の懲役

○ 行政制裁

- ・ 3年以内の物の輸出・技術の提供の禁止

○ 社会的制裁

- ・ 刑事罰や行政制裁以外にも、信用失墜等により社会的制裁をも受けかねません。



違反事例

注意を怠ると、予期せぬところで違反を犯してしまう可能性があります。

○故意や悪質な違法輸出以外にも、知識不足や注意不足により思わぬところで違反してしまった例があります。



- ・法令による規制を知らなかった。
- ・技術提供が規制対象であるとは知らなかった。
- ・規制の対象か否か、他者の判定頼みにしてしまった。
- ・輸出許可証の期限が切れていることに気づかなかった。
- ・法令にある特例が適用できると思った。
- ・兵器に使用するものではないので、許可が不要と思った。

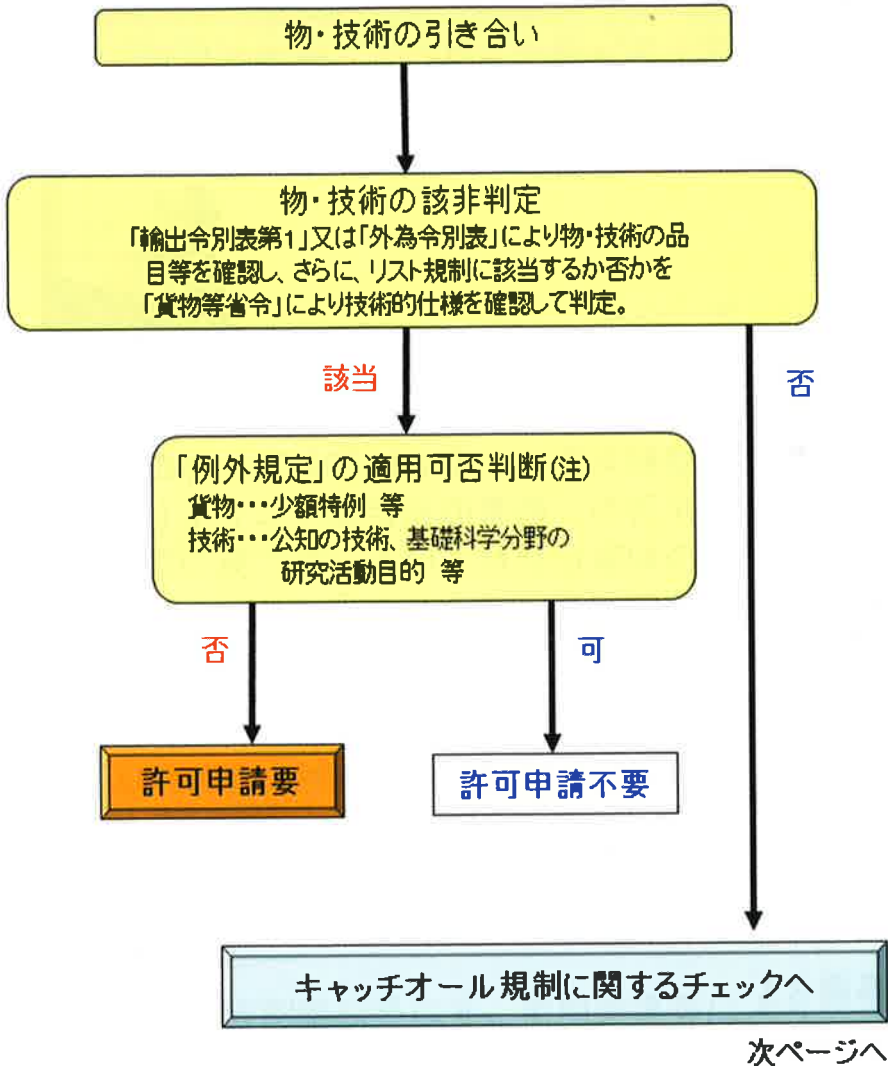
〈事例 1〉

・地質調査の研究用にサーモレーザー（リスト規制該当品（10項(4)）をメーカーから購入。海外の大学に当該機材を貸し出すため、手荷物として無許可で持ち出してしまった。

〈事例 2〉

・海外での研究のためフレーミングカメラ（10項(4)）を輸出しようとしたが、持ち帰る物であったため、輸出申告額を10万円と記入して少額特例を適用して輸出した。ところが、実際の購入価格は800万円であったため、当該特例には該当せず無許可輸出となってしまった。

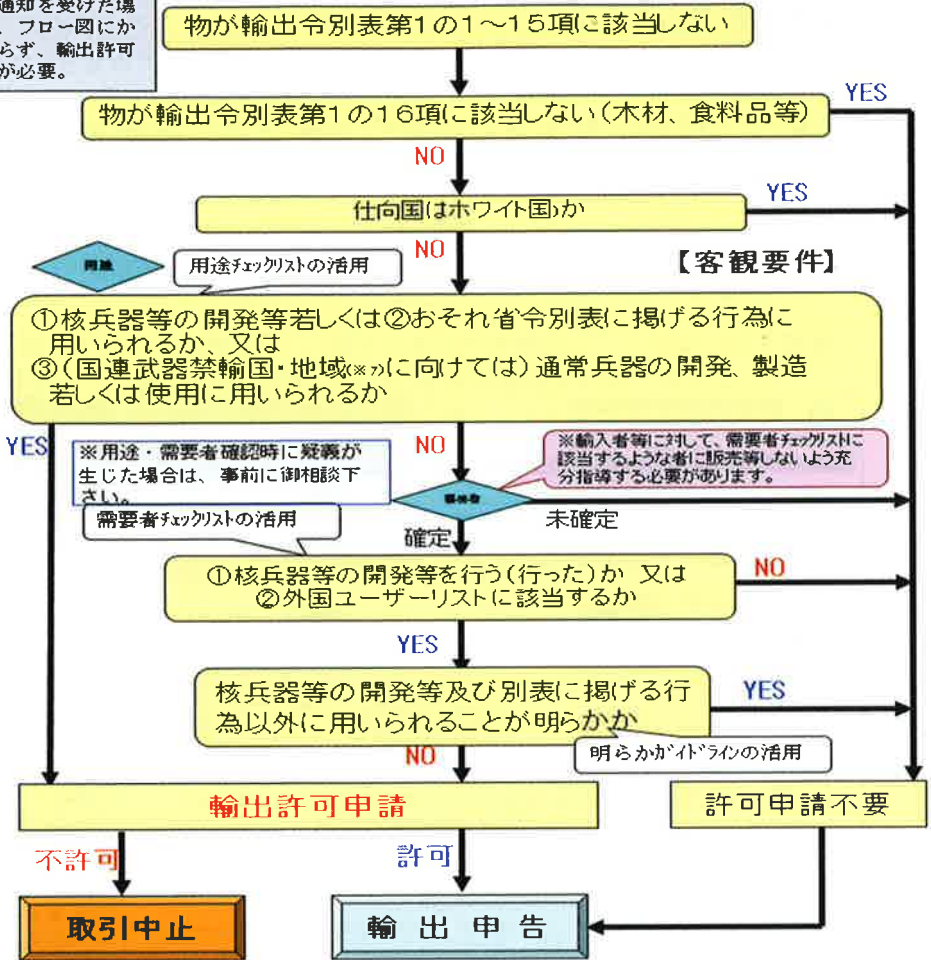
リスト規制の確認フロー図



(注)「例外規定」の適用可否判断の詳細については、各種説明会開催情報(13ページ参照)の説明会参考資料をご覧ください。

【インフォーム要件】 キャッチオール規制の確認フロー図

経済産業大臣から輸出許可申請をすべき旨の通知を受けた場合は、フロー図にかかわらず、輸出許可申請が必要。



※技術提供の際は、フロー中の「物」を「技術」、「輸出」を「提供」、「輸出令別表第1」を「外為令別表」に読み換えるなどして御参照ください。

※用途チェックリスト等は安全保障貿易管理ホームページにて「客観要件、明らかガイドライン審査表(参考)」として入手できます。

※参考1、2の各フローは参考例です。実際の判断手順などは各輸出者などに委ねられています。

参考・注釈

- ※1 「大量破壊兵器等」：核兵器、化学・生物兵器及びこれらの運搬手段としてのロケットや無人航空機
- ※2 「外為法」：外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
- ※3 「許可」：外為法に基づく経済産業大臣の許可
- ※4 「兵器」：大量破壊兵器及び通常兵器
- ※5 「貨物等省令」：輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（通商産業省令第49号）
- ※6 「キャッチオール規制対象外について」：食料品や木材等の輸出、欧米や韓国等の輸出管理が厳格に実施されている27か国（ホワイト国）向けの輸出は、キャッチオール規制の対象外

ホワイト国(27か国)

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク

- ※7 「通常兵器の用途確認」：通常兵器の用途確認については、国連武器禁輸国向けの輸出に限り確認が必要（通常兵器補完的輸出規制）。

国連武器禁輸国・地域(10か国・地域(2019年4月現在))

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

- ※8 「外国ユーザーリスト」：経済産業省が提供する懸念機関等リスト
- ※9 「リスト規制技術」：外為令別表の1から15の項に該当する技術
- ※10 「非居住者」：

外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人
(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)

法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④ ①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

出所：財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について（抄）」

- ※11 「輸出など」：物の輸出又は技術の提供

○輸出許可申請・各種相談窓口



- ・防衛装備移転三原則や外国ユーザーリストに関するご質問、安全保障貿易管理政策全般やホームページへのご意見

安全保障貿易管理政策課 03-3501-2863

- ・安全保障貿易管理制度の概要や法令解釈などのお問い合わせ

安全保障貿易管理課 03-3501-2800

- ・申請手続き、キャッチオール事前相談、該非判定などについてのご相談

安全保障貿易審査課 03-3501-2801

- ・輸出管理内部規程（CP）についてのご相談、不正輸出のご連絡

安全保障貿易検査官室 03-3501-2841

- ・輸出管理についての一般的なお問い合わせ

安全保障貿易 案内窓口 03-3501-3679

安全保障貿易管理ハンドブック

| | | |
|-------|-----|------|
| 2007年 | 5月 | 初版 |
| 2008年 | 3月 | 第2版 |
| 2010年 | 2月 | 第3版 |
| 2011年 | 8月 | 第4版 |
| 2012年 | 1月 | 第5版 |
| 2012年 | 4月 | 第6版 |
| 2012年 | 9月 | 第7版 |
| 2014年 | 9月 | 第8版 |
| 2017年 | 10月 | 第9版 |
| 2019年 | 6月 | 第10版 |

お問い合わせ先：

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 貿易経済協力局

貿易管理部 安全保障貿易検査官室

電話：03-3501-2841

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>